

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代 表 者 職 氏 名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円
- (2) 算出の基礎 大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱に基づく

2 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名称 大阪市一時預かり事業運営補助金
- (2) 目的 添付書類のとおり
- (3) 内容 添付書類のとおり

3 補助事業の開始日及び完了予定日

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱の別紙に記載の書類

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

- 1 補助金の交付額 金 円
- 2 補助金の交付の条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。
 - (5) 事業の実施に際して入手した個人情報、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理すべきこと。
 - (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。
- 3 その他
本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

[様式第3号]

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第4条2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

[様式第4号]

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代 表 者 職 氏 名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のあった大阪市
一時預かり事業運営補助金の交付決定について、大阪市一時預かり事業運営補助金第
5条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

[様式第5号]

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代 表 者 職 氏 名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

1 変更する内容及びその理由
別紙のとおり

2 既に交付決定を受けた補助金額
交付決定額 金 円

3 補助金交付変更申請額
交付変更申請額 金 円

[様式第6号]

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代 表 者 職 氏 名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

[様式第7号]

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したため、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

1 承認した内容

変更承認額 金 円

[様式第8号]

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

- 1 中止・廃止年月日（中止の場合は、その期間）
- 2 中止・廃止する内容

[様式第9号]

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市一時預かり事業運営補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第7条5項の規定により通知します。

(承認しない理由)

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代 表 者 職 氏 名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

- 1 補助事業の名称 大阪市一時預かり事業運営補助金
- 2 補助金の予定金額 金 円
- 3 その他必要事項
 - (1) 補助金の交付決定額とその精算額
 - (2) 補助事業の実績
- 4 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱の別紙に記載の書類

[様式第 12 号]

大 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市
一時預かり事業運営補助金については、次のとおり補助金額を確定したので大阪市一
時預かり事業運営補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代 表 者 職 氏 名

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引剰余(又は不足)額	金	円

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

[様式第14号]

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市一時預かり事業運営補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

[様式第 15 号]

大 大 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金返還決定通知書

年 月 日付け大 大 青 第 号による大阪市一時預かり事業運営補助金の取消しに伴い、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1 返還決定額 金 円

2 返 還 期 日 年 月 日

3 返 還 方 法 別添の納付書による

様

大阪市長

年度 大阪市一時預かり事業運営補助金額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大 大 大 第 号にて確定した大阪市一時預かり事業運営補助金については、次のとおり補助金額を更正したので、大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により通知し、返還を求めます。

1 更正内容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

2 返還決定額 金 円

3 返 還 期 日 年 月 日

4 返 還 方 法 別添の納付書による